

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年2月10日（木）午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6・7
3. 出席委員 (13名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鵜山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第4条規定による申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議第5号 その他

1) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から定例委員会を開催致します。

本日は、委員13名出席で、定数は満たされておりますので、総会が成立することを報告致します。また、推進委員さんも全員出席いただいているます。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に13番、中江委員さんと1番、西川委員さんのお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名しますので、

よろしくお願ひ致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字野口589番1（田）316m<sup>2</sup>、申請人、大字野口、■■■■■、転用目的は、農家住宅を建築するための転用でございます。場所は、部会現地調査順序表第1番目、西代公園より■に約50mのところです。申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議第1号につきましては、1件の申請でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会の審議内容を報告させて頂きます。

番号1 野口の■■■■■さんの農家住宅への転用の申請であります。申請地の現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側と東側は自己所有農地、南側は道路、西側は宅地となっております。

約20cm程度地上げし、土砂の流出がないように造成されます。汚水は、浄化槽をもうけ、雨水とともに南側の河川に排水されます。野口水利組合からの同意も得ています。周囲への被害はないものと思われます。

農地部会としては、妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告させていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 番号1の農地区分につきましては、住宅が連たんしている地域に位置しているため、第3種農地に該当いたします。

まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかぬ計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適當であると考えます。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、5ヶ月で完成ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。

以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第1号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議長 ご質問等がないようですので、採決致します。議第1号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第1号については、県へ送付することに決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。
- 本件は、市街化調整区域の農地を使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。
- 番号1番、申請地、大字西野口589番1（田）現況（畳）316m<sup>2</sup>使用借受人、大字野口、■■■■、使用貸出人、大字野口、■■■■、申請地は、使用貸借権の設定により、農家住宅への転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、西代公園より■に約50mのところです。
- 以上、議第2号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。
- 議長 ただ今、事務局からの説明が終わりました。続いて農地部会長からの審議結果報告につきましては、先ほど4条申請で報告いただいておりますので省略いたします。
- 事務局から、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします。
- 事務局 番号1の農地区分につきましては、住宅が連たんしている地域に位置しているため、第3種農地に該当いたします。
- まず、資力、及び信用につきましては、金融機関の借り入れを利用し建築する計画で金融機関からの融資証明書は添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。
- 次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、5ヶ月で完成ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。
- 以上、ご審議よろしくお願ひ致します。
- 議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。
- （なしの声有り）
- 議長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。
- 議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。
- （全員挙手）
- 議長 全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。
- 続いて議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。
- 事務局 議案書2ページをお願いします。議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。
- 本件は、農地の耕作権について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。
- 番号1番、申請地、大字根成柿371番（田）1274m<sup>2</sup>、借受人、大字根成柿、■■■■、貸出人、大字根成柿、■■■■、解約理由は、規模縮小のためでございます。
- 番号2番、申請地、大字根成柿138番1（田）1188m<sup>2</sup>、借受人、大字根成柿、■■■■、貸出人、大字根成柿、■■■■、解約理由は、規模縮小のためでございます。
- 番号3番、申請地、大字藤森341番1（田）1318m<sup>2</sup>、借受人、大字藤森、■■■■、貸出人、大字藤森、■■■■、解約理由は、規模縮小のためでございます。

以上、議第3号につきましては、3件の通知でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議長 なしとの声がありましたので、議第3号は事務局処理と致します。

続いて、議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に對して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、設定を受ける者、大字築山、■■■■、設定する者、大字築山、■■■■、設定する農地、大字築山795番（田）2366m<sup>2</sup>、同じく大字築山801番（畑）500m<sup>2</sup>、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻と野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和13年12月31日までの約10年間でございます。

整理番号2番、設定を受ける者、大字築山、■■■■、設定する者、大字池田、■■■■、設定する農地、大字築山803番1（田）1176m<sup>2</sup>、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和13年12月31日までの約10年間でございます。

整理番号3番、設定を受ける者、大字築山、■■■■、設定する者、大字築山、■■■■、設定する農地、大字築山814番（田）2121m<sup>2</sup>、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和13年12月31日までの約10年間でございます。

整理番号4番、設定を受ける者、宇陀市、■■■■、樞原市、なら担い手・農地サポートセンター、設定する者、大字藤森、■■■■■、設定する農地、大字藤森6番（田）1130m<sup>2</sup>、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和14年3月31日までの約10年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

(なしの声あり)

議長 なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。

それでは、議第4号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議第4号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第5号を議題と致します。それでは、事務局より説明願います。

事務局 議第5号その他の1番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和3年12月28日から令和4年1月25日までの届出分でございます。

番号1番 転用届出地、大中南町322番1（田）1877m<sup>2</sup>、

譲受人、大字今里川合方、■■■■■■■■、譲渡人、内本町、■■■■■

転用目的は、一戸建専用住宅及び道路で売買による所有権移転でございます。令和4年1月26日に確認委員の小川委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりますので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありました。これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。  
(なしの声あり)

議長 ご意見ご質問ないようですので、報告第1号を終わります。

確認委員の小川委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。

議長 ないようですので、委員の皆様方には大変ご苦労様でした。

それでは、2月の定例委員会を終了いたします。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長

署名委員

署名委員